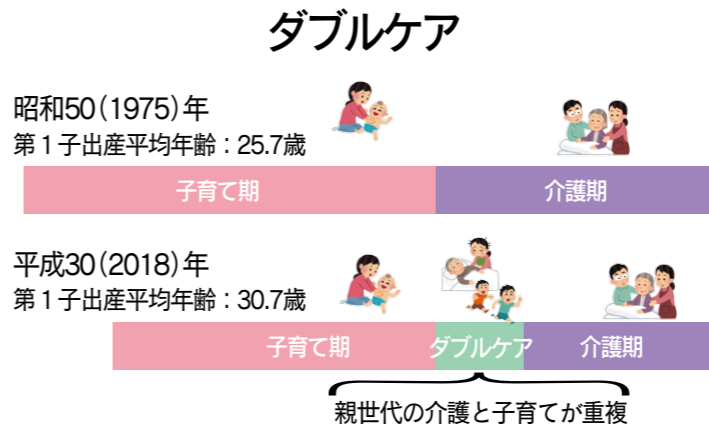


仕事とダブルケア

子育て・介護などをしながら仕事が続けられる暮らしのために

子育てをしながら親などの介護を行うような、2つ以上のケアを同時にする「ダブルケア」が今後増加するといわれています。



◆ダブルケアの現状

第1子出産年齢の平均は昭和50年の25・7歳から、平成30年には30・7歳になっていきます。また、65歳以上の要介護認定者は増加。特に75歳以上では要介護認定を受ける人の割合が高くなっていきます。2025年には、団塊の世代と言われる昭和22年～24年の第1次ベビーブーム世代が75歳以上に達し、介護が必要なのはさらに増加すると見込まれ、働きながらダブルケアに直面する人も増加すると考えられます(上図)。

◆ダブルケアの問題点

◆女性への負担が大きい：ダブルケア家庭でも男性は仕事中心であるのに対し、女性では半数近くが仕事をせず、家事や介護に専念しているという推計もあり、女性が問題を抱えがちになっている現状がある。

◆一人にかかる負担の重さ：少子高齢化で兄弟姉妹や親戚が少ないため育児や介護の分担ができず、負担が一人に集

法定の育児・介護休暇制度

詳しくは、職場のある都道府県の労働局雇用環境・均等部(室)へ。

育児	介護
◆育児休業	◆介護休業
◆短時間勤務等の措置	◆短時間勤務等の措置
◆時間外労働の制限	◆時間外労働の制限
◆所定外労働の制限	◆所定外労働の制限
◆深夜業の制限	◆深夜業の制限
◆子の看護休暇制度	◆介護休暇制度
◆転勤についての配慮	◆転勤についての配慮
◆不利益取扱いの禁止	◆不利益取扱いの禁止
◆ハラスメント防止対策	◆ハラスメント防止対策

◆孤立化：ダブルケアについて相談できる機関や経験者が少なく、悩みを抱え込み孤立しがちになる。

◆離職：負担が重く仕事との両立が困難になり、離職すれば世帯収入も減少する。

◆ダブルケアへの対策

ダブルケアに直面する前にできる限りの準備をしておくことが大切。特に介護はいつ起こるか分からないもの。早いうちから備えることが大切です。

◆職場で利用できる支援制度を確認：職場にどのような育児・介護に関する社内規定や制度があるのかを確認するほか、休暇や給与がどうなるのかをあらかじめ知っておくと安心。例えば、法律で定められている制度だけでも左表

のようにさまざま。

◆行政などの支援制度を確認：育児や介護の支援制度や問い合わせ先も事前に知っておくと安心。妊娠から18歳までの子育てに関するあらゆる相談を受け付ける「子どもなんでも相談窓口」(☎66・2120)、「介護では地域ごとの地域包括支援センターや市高齢者支援課」(☎66・1018)を確認を。

◆家族や親戚との話し合い

介護などのことは、親が元気なうちにそれぞれの家庭状況を踏まえて話し合いが必要です。誰がダブルケアになるか、ダブルケアになった時、主介護者は誰かなどの役割分担、在宅か施設入所かなどの介護の方向性や費用など細かいところまで全員が納得する方向性を見つければ回数も時間も要しなくなります。正月や盆など、家族親族の集まる機会に話し合ってみてください。

ダブルケアは社会問題の一つであり、今後直面する人が増えると考えられます。育児や介護と仕事を両立させるには、一人で問題を抱えることなく、家族・親族・近隣住民・職場・公的機関との関係を構築することが必要です。

また、積極的にSOSを出すことも重要です。育児や介護にはさまざまな支援制度があり、それらうまく利用することで、負担や心配を減らすことができます。自分自身にもダブルケアは起こりうると考えて備えておきましょう。

《人権啓発推進室》

(参考：仕事とダブルケア 介護・子育て 両立支援ガイドブック(京都市発行))

女性のための相談ルーム28

児童虐待とDV(ドメスティック・バイオレンス)

市女性電話相談 女性相談員のコラム



これって母親が悪いの？

A. 先日、父親による凄惨な児童虐待死事件の報道があったけど、こういったニュースを聞いた時に“なぜ母親が子どもを守れなかったのか”と疑問に思うことがあるの…

B. そうね。目の前で子どもがひどい目に遭わされていたら、当然、母親なら子どもを守るべきだと思うよね。実際、母親に対する非難の声も多いようだし。

A. 当然、母親も責任を問われるよね。

B. でもね。その母親は“父親が子どもを虐待していても怖くて何も言えなかった。今度は自分がやられるかもしれない”と思ったそうよ。

A. それって、児童虐待の背景に夫からのDVがあったってことなのかしら。

を見るようになってしまいます。

◆SOSに気付いて

DVは家庭という他人の目が届かない場所で行われることが多く、被害者が表に出にくいのが特徴です。また、被害者が自分を責め、一人で問題を抱える傾向があり、誰にも相談しないまま事態が深刻になっていきます。

これを防ぐには、周囲の人が被害者の発するSOSに気付いて、支援をしていく必要があります。身近な親や子どもに少しでも違和感やおかしな点を感じたら、声をかけてあげてください。

そして、身の安全を守るための情報提供や相談機関につなげてください。苦しんでいる親子を救うきっかけは、周りの人のちょっとした気付きや勇気にあるかもしれません。

【DVの相談先】

◆DVの相談…人権啓発推進室(☎66・1022)

◆女性相談…市では、女性電話相談や女性面接相談を実施しています。実施日や申し込み方法は、毎月の広報まいつるカレンダー(31頁)に掲載しています。

◆見えにくいDV

目に見える暴力だけでなく、言葉や態度によって配偶者などをコントロールする精神的な暴力もDV(ドメスティック・バイオレンス)に当たります(モラルハラ・スメントなども含まれる)。また、子どもの前で、夫婦間で暴力を振るう行為は児童虐待になります(面前DV)。DVの加

害者は「自分の行動・発言は正しく、相手に原因がある」という姿勢を取る傾向にあるため、被害者は言い返すことができなくなり、加害者の言いなりとなって次第に抵抗する気力を失ってしまいます。DVによる支配が続くと、精神が衰弱し、現実的な判断力が失われ、子どもを守るより暴力を振るっている相手の顔色

中学生向けデートDV講座を初開催

～一般の人も見学可～

交際中の恋人などから受ける暴力「デートDV」。SNSの普及で、親の知らないところで無意識のうちにDVが起きているケースもあります。中学生を対象とした「デートDV防止講座」を和田中3年生を対象に初めて実施。一般の人も見学可。申し込み不要。

【日時】1月27日(月)13時35分～15時25分
【場所】和田中学校
【問い合わせ先】人権啓発推進室(☎66・1022)

